

長柄町耐震改修促進計画

令和4年3月

長 柄 町

目 次

第1	計画策定の趣旨	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	対象とする建築物	2
第2	耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	6
1	想定される地震の規模・被害の状況	6
2	耐震化の現状	9
3	耐震改修等の目標の設定	12
第3	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
1	耐震診断・改修に関する基本的な取り組み方針	14
2	耐震診断・改修を図るための支援策の概要	14
3	重点的に耐震化すべき区域	14
4	地震発生時に通行を確保すべき道路	15
5	地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	16
6	耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	17
7	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	17
8	耐震化の状況把握	17
第4	啓発及び知識の普及	18
1	総合防災マップの普及啓発	18
2	相談体制の整備・情報提供の充実	19
3	パンフレットの作成・配布等	19
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	19
5	家具の転倒防止策の推進	19
6	自治会等との連携	19
第5	所管行政庁との連携	20
第6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	21
1.	関係団体との連携	21
2.	その他	21

参考資料

長柄町耐震改修促進計画

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、約9割の4,831人が住宅・建築物等の倒壊によるもので、倒壊の多くは旧耐震基準の昭和56年以前に建築された木造建築物でした。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。

しかし、近年平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡圏西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。このように、大地震はいつどこで発生しておかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震については、発生 of 切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると東日本大震災を上回る被害が想定されています。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと平成31年1月に政令が改正され、千葉県の耐震改修促進計画が令和3年3月に改訂されました。本町においても、国の法改正及び県の耐震改修促進計画の改定を踏まえ、耐震改修促進計画の見直しを行い、国、県、町、町民が連携を図り、建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、災害に強い街づくりを進めます。

第 1

計画策定の趣旨

1 計画の目的

長柄町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震性の強化が緊急性の高い防災対策であると認識し、住民に対して、地震に対する建築物の安全性向上に関する啓発に努めるとともに、建築物の耐震化の促進を図り、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、住民等の安全を確保していくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条に基づき、国の基本方針、千葉県耐震改修促進計画、及び長柄町地域防災計画を勘案して、長柄町域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置づけます。

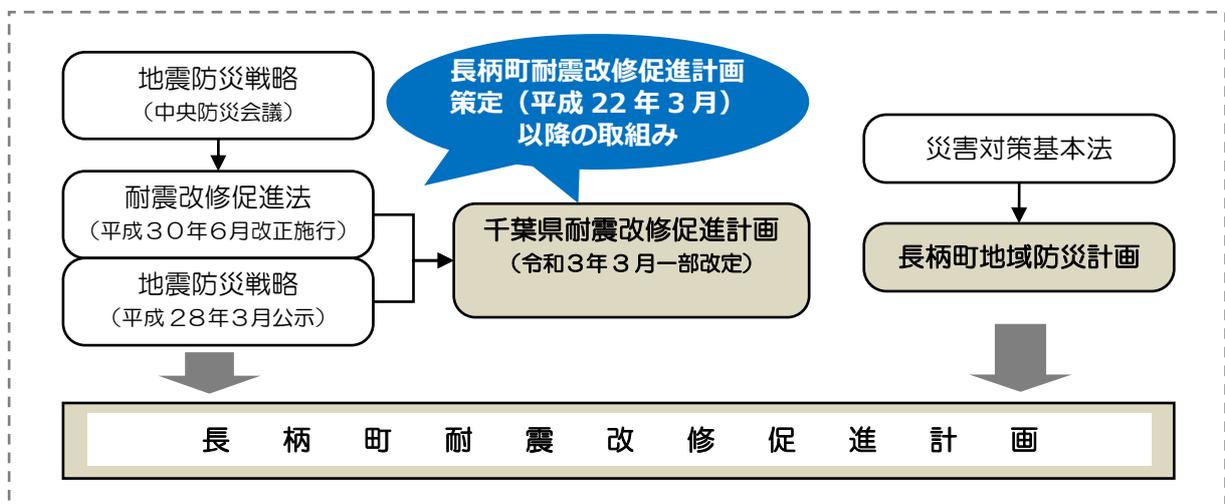


図-1.1 長柄町耐震改修促進計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間とします。
今後、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて、適宜、計画内容の見直しを行います。

4 対象とする建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準が施行される前の昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物のうち、表-1.1 に示すものとします。

耐震改修促進法では、学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上（地上 3 階以上かつ 1,000 ㎡以上など）の建築物等であって、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と呼んでいます。特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています（耐震改修促進法第 14 条）。

また、特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物等を「要緊急安全確認大規模建築物」、都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物等を「要安全確認計画記載建築物」と呼びます。これらの所有者には、耐震診断の実施・報告が義務付けられ、所管行政庁はその結果を公表するものとされています（耐震改修促進法第 7 条、第 9 条、附則第 3 条）。

なお、耐震診断義務付建築物は、長柄町内には該当施設がありません。

表-1.1 対象建築物の種類

区 分	種 類	内 容	
民間建築物 (住 宅)	戸建住宅	木 造	戸建住宅、兼用住宅、併用住宅など
		非木造	
	共同住宅	木 造	共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿など
		非木造	
民間特定既存耐震 不適格建築物等 (耐震改修促進法)	法第 14 条 第 1 項	特定・不特定多数の者が利用する建築物 【表-1.2】	
	法第 14 条 第 2 項	危険物の貯蔵場又は処理場等の用途に供する建築物 【表-1.2】【表-1.3】	
	法第 14 条 第 3 項	地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物 【表-1.2】【図-1.2】	
耐震診断義務付建築物 ※長柄町には該当施設なし			
要安全確認計画 記載建築物	法第 7 条 第 1 項	千葉県耐震改修促進計画に記載された公益上必要な建築物	
	法第 7 条 第 2 項	都道府県耐震改修促進計画で指定された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
	法第 7 条 第 3 項	市町村耐震改修促進計画で指定された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
	法附則 第 3 条	特定・不特定多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場等の用途に供する建築物、避難確保上特に配慮を要する者が利用する施設のうち大規模なもの 【表-1.2】	
公共建築物	町有建築物	町が所有する公共建築物で、災害時において防災上重要な役割を担う建築物（町役場、小・中学校などの施設）	

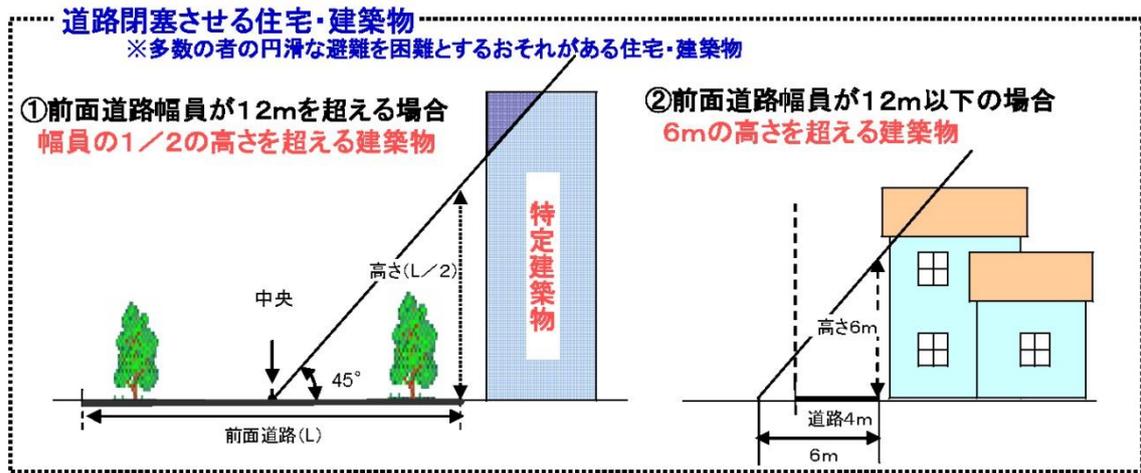


図-1.2 耐震改修促進法第7条第2号及び第3号、第14条第3号に規定された建築物

※ 千葉県が指定する緊急輸送道路沿いにおいて、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の建築物であり、かつ上図に該当するものは、耐震改修促進法第14条第3号の特定既存耐震不適格建築物となります。

表-1.2① 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け建築物一覧 (1/2)

用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示対象となる規模要件 ^{注)}	義務付け対象となる規模要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	
賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上			
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上	

注) 「指示対象となる規模要件」とは、特定既存耐震不適格建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模を示します。

表-1.2② 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け建築物一覧 (2/2)

用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示対象となる規模要件 ^{注)}	義務付け対象となる規模要件
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量(別表)以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 【表-1.3】	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） 【図-1.2】	左に同じ	左のうち、特に重要な避難路の沿道建築物に該当するもの
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

注) 「指示対象となる規模要件」とは、特定既存耐震不適格建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模を示します。

表-1.3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管及び信号火箭又は煙火 カ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
4. マッチ	300 マッチトン ^{注)}
5. 可燃性のガス (7及び8を除く)	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

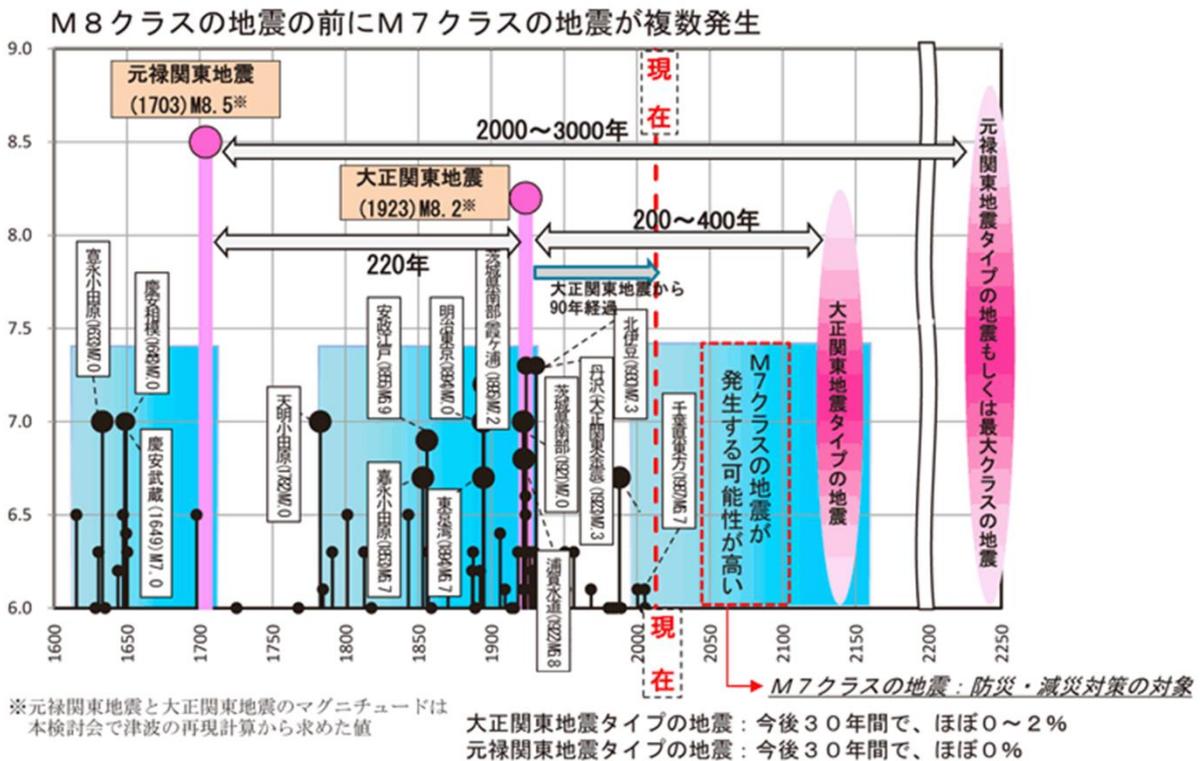
注) 1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200個、約120kg。

1 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 首都直下地震の切迫性

図-2.1は、南関東におけるマグニチュード6以上の地震の発生頻度を時系列に展開したものです。これによると、元禄関東地震以降に発生したマグニチュード8級の地震は関東大震災のみで、この220年の間に、何回かのマグニチュード7級の地震が発生していることがわかります。すなわち、マグニチュード8級の地震が200年から300年周期で発生するのに対して、その間、マグニチュード7級の南関東直下の地震が発生しています。

地震調査研究推進本部は、「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価について（平成16年8月23日）」の中で、今後30年以内に発生する元禄関東地震級の地震はほぼ0%、関東大震災級は0%~0.8%とする一方、南関東におけるマグニチュード7級の発生確率を70%程度としました。今後30年以内に東海地震が発生する確率は87%（参考値）、東南海地震は60~70%程度、南海地震は50%程度ですから、南関東のどこでも発生しうるマグニチュード7級の地震は切迫性が高いと言えます。



出典：内閣府「平成27年度版防災白書」

図-2.1 南関東を襲う大地震の発生サイクルと直下地震の切迫性

(2) 想定地震と被害の概要

県が公表している地震被害想定調査（平成20年3月）では、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」や、地震調査研究推進本部による相模トラフの調査研究に基づき、南関東で発生しうるマグニチュード7級の地震のうち、特に経済的・社会的な影響が大きい地震（東京湾北部地震）、20年ほど前に発生した地震の再来（千葉県東方沖地震）、活断層の長期評価の結果、地震発生確率の高い活断層帯の地震（三浦半島断層群を震源とする地震）の3ケースが想定されました。

東京湾北部地震はフィリピン海プレートの沈み込みに伴う地震であり、南関東では特に注意を要する想定地震です。町域内で予測される揺れは震度5強から6弱であり、町全体の1割程度である約700棟の全半壊が予測されています。

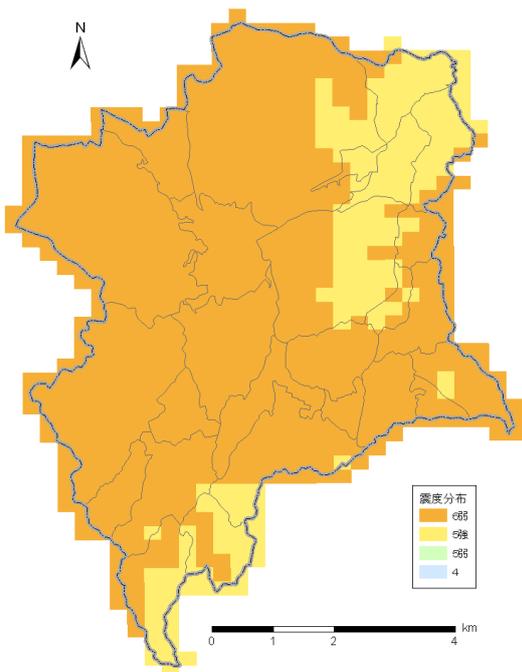
その他2つの想定地震についても、南関東において警戒すべきマグニチュード7級の地震ですが、いずれも、予測される建物被害及び人的被害は僅少であると予測されています。

南関東のどこでも発生しうるマグニチュード7級の地震を「長柄町直下」と置く考え方もあります。県は「予防対策用の地震」として、県内市町村直下のマグニチュード6.9の地震も想定しています（揺れのみ）。

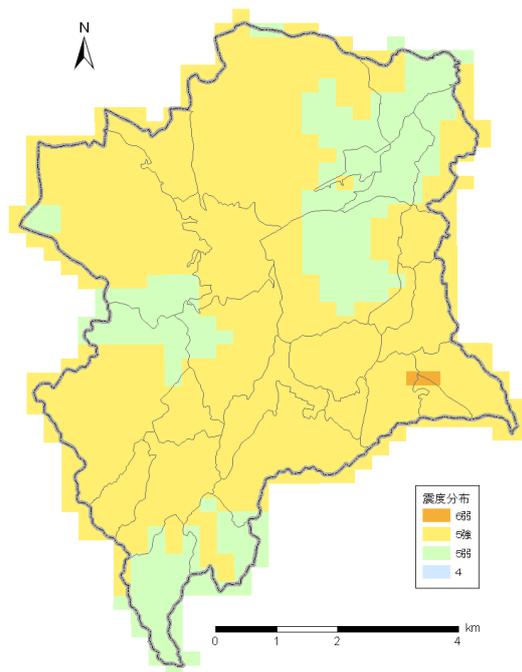
以上に示した想定地震の被害想定概要を表-2.1、震度分布を図-2.2にそれぞれ示します。町域内の揺れは東京湾北部地震よりも長柄町直下の地震の方が大きく、町内の建物の1割程度が全半壊と予測されている東京湾北部地震よりも大きな被害になると見込まれます。

表-2.1 千葉県地震被害想定調査における長柄町の被害予測結果の概要

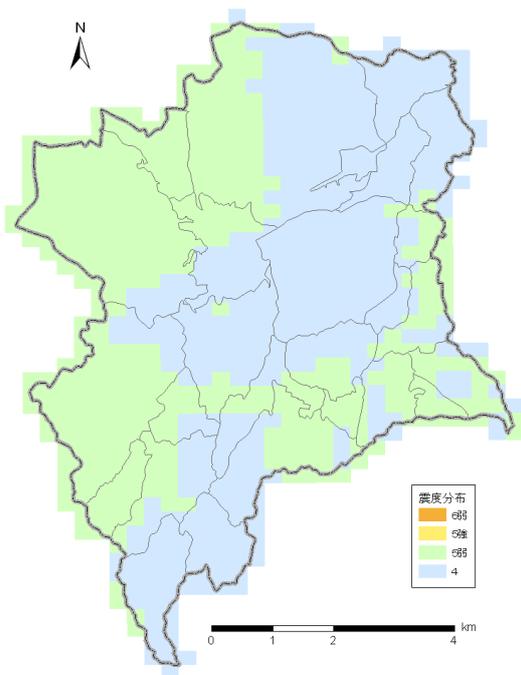
想定される被害の概況 想定地震	揺れによる建物被害（棟）		揺れによる人的被害（人）		
	全壊	半壊	死者	負傷者	うち重傷者
東京湾北部地震 (M7.3)	108 (1.8%)	585 (9.6%)	1 (0.0%)	61 (0.7%)	1 (0.0%)
千葉県東方沖地震 (M6.8)	0 (0.0%)	21 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)
三浦半島断層群による 地震 (M6.9)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)



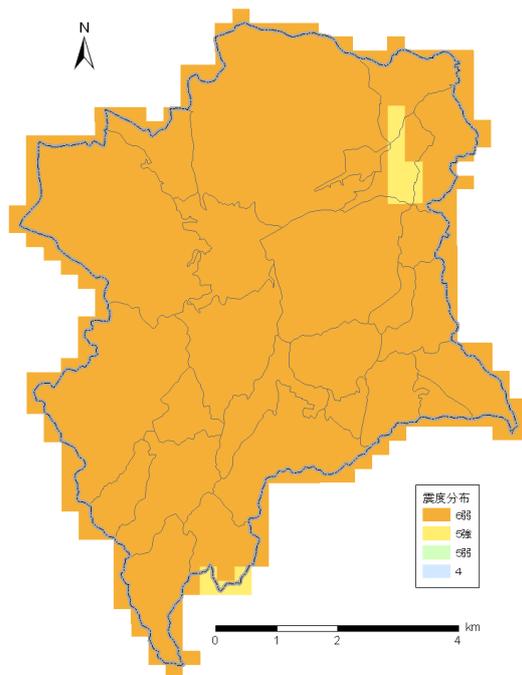
(a) 東京湾北部地震



(b) 千葉県東方沖地震



(c) 三浦半島断層群を震源とする地震



(d) 長柄町直下の地震

出典：千葉県地震被害想定調査（平成 20 年 3 月）

図-2.2 想定地震の震度分布図

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状を表-2.2 に示します。

町内の住宅総数 4,091 棟に対し、戸建木造住宅が 3,822 棟と、全体の 93.4%を占めます。つまり、長柄町の住宅は、木造戸建住宅が多数を占めます。

新耐震基準以前の昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅は、戸建住宅 1,904 棟、共同住宅 4 棟で、全体の 46.6%です。昭和 56 年 5 月以前の住宅のうち、耐震性が確保されているものは、戸建住宅 228 棟、共同住宅 3 棟で、合計 231 棟となります。新耐震基準以降の昭和 56 年 6 月以降に建築された住宅棟数は 2,183 棟であることから、耐震性を有する住宅は 2,414 棟となります。これより、長柄町における住宅の耐震化率は 59.0%と推定されます。なお、戸建住宅の耐震化率は 58.7%、共同住宅の耐震化率は 96.7%です。また、戸建住宅のうち木造の耐震化率は 57.2%、非木造は 82.0%と推定されます。

表-2.2 住宅の耐震化の現状

用途区分	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 5 月以前の住宅			昭和 56 年 6 月以降 の住宅 e	耐震性を 有する 住宅 f=d+e	耐震化率 g=f/a
		b=c+d	耐震性 なし c	耐震性 あり d			
戸建住宅	4,061	1,904	1,676	228	2,157	2,385	58.7%
木造	3,822	1,856	1,634	222	1,966	2,188	57.2%
非木造	239	48	43	5	191	196	82.0%
共同住宅	30	4	1	3	26	29	96.7%
木造	21	4	1	3	17	20	95.2%
非木造	9	0	0	0	9	9	100.0%
住宅合計	4,091	1,908	1,677	231	2,183	2,414	59.0%

注1) 固定資産台帳データによる集計結果（令和3年1月1日時点）

注2) 昭和 56 年 5 月以前の住宅のうち「耐震性なし」の住宅の割合は、「住宅・建築物の耐震化に係る目標設定の考え方について（国土交通省）」をもとに、戸建住宅 88%、共同住宅 24%としました。

注3) 「耐震化率」とは、全体に対する耐震性が確保されている建築物の割合を言います。

(2) 特定建築物等の耐震化の現状

耐震改修促進法第 14 条に規定される特定既存耐震不適格建築物のうち、町有を除く建築物の耐震化の現状を表-2.3 に示します。

なお、本計画では、統計上の問題等から、定められた用途や規模を満たすもの全て（耐震関係規定に適合しているものも含む）を「特定建築物等」と称して整理します。

① 特定・不特定多数の者が利用する建築物

「特定・不特定多数の者が利用する建築物」は町内に 17 棟ありますが、その全てが新耐震基準以降の昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物です。したがって、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される「特定・不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率は 100% となります。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」は町内に 34 棟あり、該当する建築物は、工場や倉庫の屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、ガソリンスタンド等であり、貯蔵している危険物は消防法第 2 条第 7 項に規定する可燃性の液体類です。これらのうち、新耐震基準以前の昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 3 棟です。ここに挙げた新耐震基準以前の建築物の全てが耐震性を有さないとした場合、耐震化率は 91.2% と推定されます。

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物

「地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物」は町内に 21 棟あり、その多くは戸建木造住宅や倉庫、工場などの用途をもつ建築物もあります。これらのうち、新耐震基準以前の昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 8 棟です。ここに挙げた新耐震基準以前の建築物の全てが耐震性を有さないとした場合、耐震化率は 61.9% と推定されます。

表-2.3 特定建築物等の耐震化の現状（町有を除く）

用途区分	総棟数 a=b+c	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 b	昭和 56 年 6 月以降 の建築物 c	耐震化率 d=c/a
特定・不特定多数が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 1 号)	17	0	17	100.0%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 2 号)	34	3	31	91.2%
地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 3 号)	21	8	13	61.9%

(3) 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物は、避難所の機能を有するものや、要配慮者が利用する施設など、多くの建築物が、防災対策上、重要な機能を有しています。そこで、町有建築物の用途を、表-2.4 に示すように災害対策上の拠点施設、要配慮者施設、町営住宅、その他に分類し、これらの耐震化の現状を表-2.5 に整理しました。

町有建築物 121 棟のうち、新耐震基準以前の昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 18 棟、昭和 56 年 6 月以降に建築されたものは 103 棟あります。耐震診断の結果もふまえると、耐震性を有する建築物は 121 棟となり、耐震化率は 100.0% となります。

表-2.4 町有建築物の用途区分

用途区分	町有建築物
災害対策上の拠点施設	長柄町役場、日吉小学校、長柄中学校、福祉センター、公民館、町民体育館、児童体育館
要配慮者施設 ^{注)}	保健センター、長柄小学校、老人憩の家（梅乃木荘）、ながらこども園
町営住宅	鼠坂住宅、鶯谷住宅、立鳥住宅、刑部住宅
その他	武道館、都市農村交流センター 等

注) 要配慮者施設とは、地域防災計画に含まれていませんが、旅行者・高齢者等を一時的に保護する施設を指します。

表-2.5 町有建築物の耐震化の現状

用途区分	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 5 月以前の建築物			昭和 56 年 6 月以降 の建築物 e	耐震性を 有する 建築物 f=d+e	耐震化率 g=f/a
		b=c+d	耐震性 なし c	耐震性 あり d			
災害対策上の拠点施設	42	11	0	11	31	42	100.0%
要配慮者施設	16	6	0	6	10	16	100.0%
町営住宅	59	0	0	0	59	59	100.0%
その他	4	1	0	1	3	4	100.0%
合計	121	18	0	18	103	121	100.0%

注 1) 「昭和 56 年 5 月以前の建築物」のうち「耐震性なし」となるものは、耐震診断が実施されていない建築物を表します。

注 2) 「昭和 56 年 5 月以前の建築物」のうち「耐震性あり」となるものは、耐震診断の結果、耐震性を有すると評価された建築物と、耐震改修が実施され、耐震性が確保された建築物の両方を含みます。

注 3) 床面積の小さい小規模な建築物は除いています。

3 耐震改修等の目標の設定

「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）」では、住宅及び特定建築物の耐震化率について、令和 7 年度までに少なくとも 95%にすることを目標としています。また、県計画でも同様に、令和 7 年度における耐震化率の目標を 95%としています。

町は、首都直下地震緊急対策推進基本計画や県計画で示された目標を踏まえ、令和 7 年度末の住宅及び特定建築物の耐震化の目標を設定します。

(1) 住宅の耐震化の目標

令和 7 年度末における住宅の耐震化率の目標を 95%とし、耐震化を促進します。

新築、滅失による住宅棟数の増減を考慮すると、令和 7 年度の住宅棟数 3,975 棟に対し、耐震性を有する住宅は 2,523 棟となり、耐震化率は 63.5%と推計されます。

令和 7 年度末において、住宅の耐震化率を 95%とするためには、耐震改修に関する様々な施策により、全体の約 31.5%にあたる 1,254 棟の耐震化が必要となります。

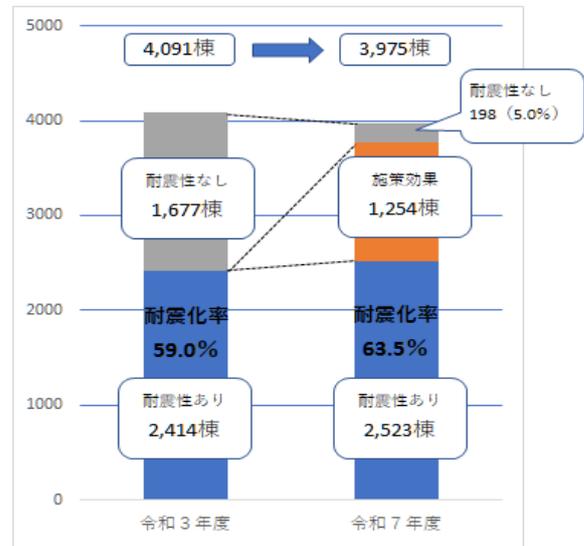


図-2.3 住宅の耐震化の目標

表-2.6 令和 7 年度における住宅棟数の推計値

用途区分	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 5 月以前の住宅			昭和 56 年 6 月以降の住宅 e	耐震性を有する住宅 f=d+e	耐震化率 g=f/a
		b=c+d	耐震性なし c	耐震性あり d			
戸建住宅	3,945	1,648	1,451	197	2,297	2,494	63.2%
木造	3,700	1,606	1,414	192	2,094	2,286	61.8%
非木造	245	42	37	5	203	208	84.9%
共同住宅	30	4	1	3	26	29	96.7%
木造	21	4	1	3	17	20	95.2%
非木造	9	0	0	0	9	9	100.0%
住宅合計	3,975	1,652	1,452	200	2323	2,523	63.5%

注1) 令和 7 年度の住宅棟数は、平成 29 年度から令和 3 年度までの新築、滅失棟数から令和 7 年度までの新築、滅失棟数を予測し、それらを現状の棟数に加減算することで推定しました。

注2) 「耐震化率」とは、全体に対する耐震性が確保されている建築物の割合を言います。

(2) 特定建築物の耐震化の目標

令和7年度末における耐震化率の目標は、「危険物の貯蔵場又は処理場等の用途に供する建築物」と「地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物」について95%とし、建築物所有者と連携しながら耐震化を促進します。

表-2.7 特定建築物の耐震化の目標（町有を除く）

用途区分	総棟数	耐震性を有する建築物	現状の耐震化率	耐震化率の目標	耐震化促進棟数（目標）
特定・不特定多数が利用する建築物 （耐震改修促進法第14条第1号）	17	17	100.0%	100.0%	0
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （耐震改修促進法第14条第2号）	34	31	91.2%	95.0%	2
地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物 （耐震改修促進法第14条第3号）	21	13	61.9%	95.0%	7

(3) 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物の耐震化率は、現状（令和3年度時点）で100%の耐震性が確保されています。を超えています。

表-2.8 町有建築物の耐震化の目標

用途区分	総棟数	耐震性を有する建築物	現状の耐震化率	耐震化率の目標	耐震化促進棟数（目標）
災害対策上の拠点施設	42	42	100.0%	100.0%	0
要配慮者施設	16	16	100.0%	100.0%	1
町営住宅	59	59	100.0%	100.0%	0
その他	4	4	100.0%	100.0%	0
合計	121	121	100.0%	100.0%	0

1 耐震診断・改修に関する基本的な取り組み方針

町は、町有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、県や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

町は、既存建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う耐震改修等に対する支援策を検討していくものとします。

町は、特定行政庁である県が、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う場合、県と連携を図り協力していくものとします。

住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

2 耐震診断・改修を図るための支援策の概要

耐震化の促進のためには、耐震診断等による耐震性能の把握が重要です。国では、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅・建築物の耐震改修を促進する事業が施行されています。例えば、本計画の策定後、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅の所有者が耐震改修を行った場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。

そこで、町では、「住宅の耐震化の支援に関する住宅耐震診断補助事業」として、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震診断（簡易診断）に要した費用の一部を助成する制度を設け、平成23年4月1日から施行しています。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきものですが、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与します。したがって、耐震化を促進するための優遇措置として、前述の補助事業の利用促進を図るとともに、耐震性が不十分である建築物の耐震改修工事の費用の一部を補助する事業の実施も検討します。

3 重点的に耐震化すべき区域

町は、総合防災マップを参考として、震災時に建築物の倒壊などの大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する地域を重点区域として耐震化に努めます。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたさぬよう、地震時に通行を確保すべき道路として、千葉県地域防災計画において本町域で指定されている緊急輸送道路と、町の防災対策上、重要な路線沿いの建築物の耐震化を図ります。

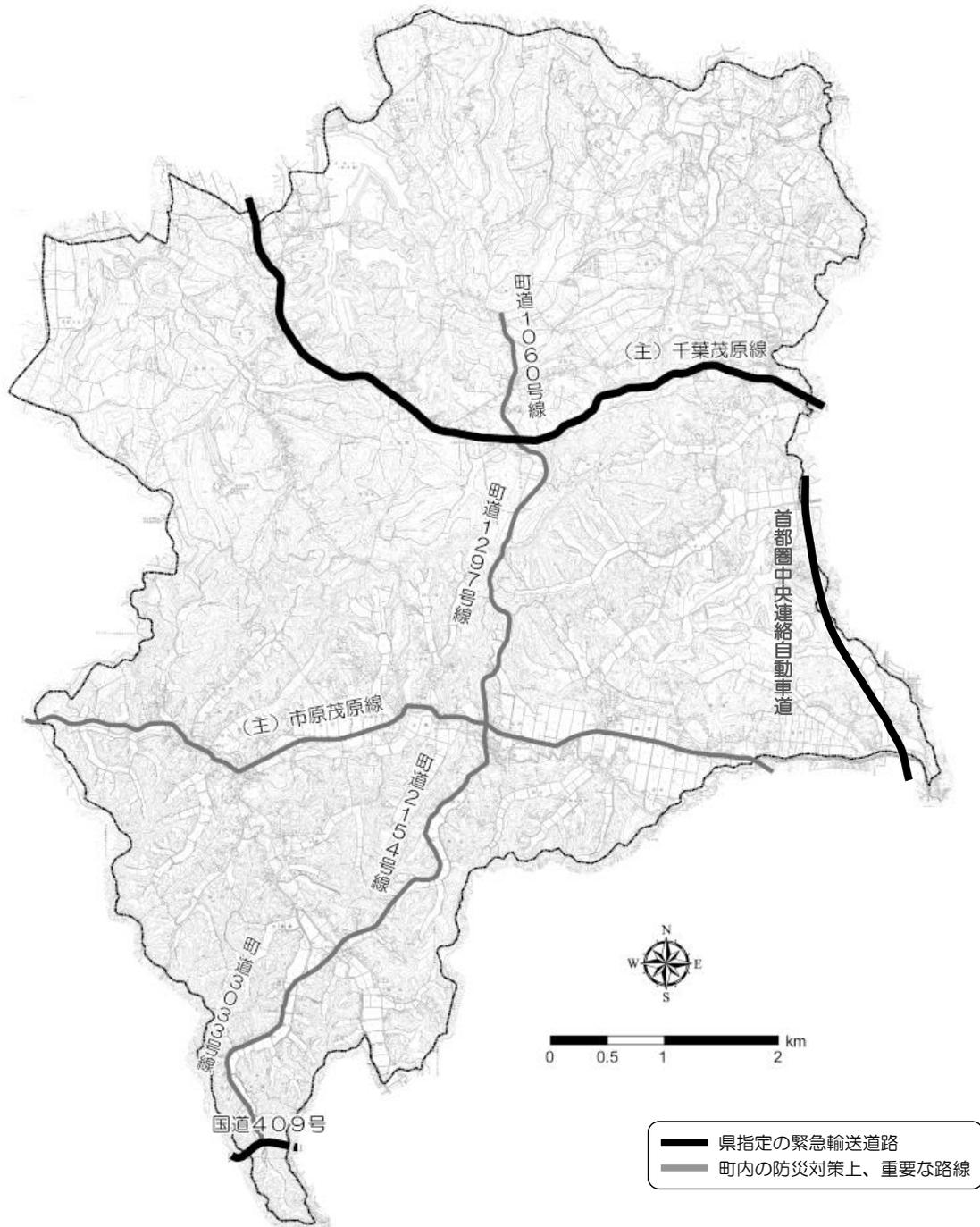


図-3.1 地震発生時に通行を確保すべき道路

5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベータ及びエスカレータの安全対策

震災時において、エレベータの故障・損傷等や閉じ込めの発生、エスカレータの脱落等の事態が問題となっています。エレベータやエスカレータには建築基準法による報告が義務付けられており、県計画では、特定行政庁である県において、エレベータやエスカレータの設備に関する報告の機会を捉え、建築物の所有者等に対し、エレベータの閉じ込め防止対策を講ずるよう指導するものとしています。また、ホームページや講習会等においてパンフレットを配布するなど、安全対策の知識の普及に努めています。

町は、県、その他関係機関と協力して、安全対策の重要性について啓発し、普及を促進します。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、県計画では、建築基準法による定期報告等の機会を捉え、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促し、また、特に通行人が多いと考えられる場所の建築物で、落下のおそれのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとしています。町は、県、その他関係機関と協力して落下防止対策の重要性について啓発し、安全対策の促進に努めます。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。これらを踏まえ、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。県計画では、このような被害を防止するために、建築基準法等による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分について、その防止対策をするよう促すものとしています。

町は、県、その他関係機関と協力して天井等の脱落対策の重要性について啓発し、普及を促進します。

(4) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。町は、県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

6 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されていることから、町は県と連携して、ホームページやパンフレットの配布により認定制度の情報提供を行うとともに、講習会などを通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

町は県と連携して、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行います。

8 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、現状の耐震化率を把握する必要があります。そのため、町は、住宅及び特定建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

1 総合防災マップの普及啓発

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、令和2年11月に作成した総合防災マップについて、引き続き町のホームページで公表し、普及啓発に努めます。



図-4.1 長柄町総合防災マップ

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

公益社団法人千葉県建築士事務所協会長生支部の協力により、建築無料相談会等の情報提供を実施するよう努めます。また、県が実施する耐震相談会等を活用し、耐震診断・耐震改修の促進に向けた相談体制の整備に努めます。

さらに、パンフレットの配布や広報誌、ホームページ等を通じて、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の周知や助成制度の内容や手続の紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

3 パンフレット等啓発資料の作成・配布等

建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供のための、国、県、関係機関が作成したパンフレット等を常備し、積極的に配布、活用して普及啓発に努めます。

また、本計画の内容等を分かりやすく示した啓発用資料を作成し、町ホームページ等で公開します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

町は県と連携を図り、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

5 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

町は県と連携を図り、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

6 自治会等との連携

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の被害については、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことで軽減できます。特に、高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要です。

そこで、町は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進します。

第5

所管行政庁との連携

耐震改修促進法により所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要に応じて所有者等に対して指導、助言、指示及び公表等を行うことがあります。町は所管行政庁である県と連携し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

第6

その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置された千葉県建築防災連絡協議会を利用し、耐震化の促進に努めます。

2 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

参 考 资 料

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

（平成十八年一月二十五日）

（国土交通省告示第百八十四号）

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号
同 二八年 三月二五日同 第五二九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第十二条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め

るとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐

震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進を求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めば良いか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国はセンター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習会の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施するものとする。

8 地域における取り組みの推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策、エスカレータの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止等の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年一二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成二十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸(約十八パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十二パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から十年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるもので、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約四十二万棟のうち、約六万棟(約十五パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十五パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(平成二十八年三月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百三十万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成二十五年から平成三十二年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約百三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合して

いるかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図れることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号。以下「改正法」という。）の法施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設

置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なコンクリートブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが効果的あり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の連携

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第五条第七項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整

備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成七年十月二十七日）

（法律第二百二十三号）

最終改正：平成三〇年六月二七日法律第六七号

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以

下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格

建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告

をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築

物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成七年十二月二十二日）

（政令第四百二十九号）

最終改正：平成三〇年十一月三〇日政令第三二三号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつ

て、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げる者を除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に付属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

- 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた

者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

長柄町耐震改修促進計画

令和4年3月

発行・編集 長柄町建設環境課

〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷 712

TEL 0475-35-2111 (代表)

E-mail kanri@town.nagara.chiba.jp

